十五　償還期限　（別表のとおり）
十六　償還金額　額面金額百円につき百円
十七　入札の基準とする各発行対象国債の利回り　銘柄毎の基準利回は、平成二十七年四月二十一日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回り（平成二十七年四月二十一日午前九時以前に訂正された場合には、訂正後の当該単利利回り）とする。
十八　元利金支払場所　日本銀行
十九　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者
二十　払込期日　平成二十七年四月二十三日

（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券（十年）（第三百八回）	一・三％	平成三十二年六月二十日	八十八億円
利付国庫債券（十年）（第三百九回）	一・一％	平成三十二年六月二十日	七百二十九億円
利付国庫債券（十年）（第三百十回）	一・〇％	平成三十二年九月二十日	四百八十億円
利付国庫債券（十年）（第三百十一回）	〇・八％	平成三十二年九月二十日	千二百五十八億円
利付国庫債券（十年）（第三百十三回）	一・三％	平成三十三年三月二十日	四十八億円
利付国庫債券（十年）（第三百十六回）	一・一％	平成三十三年六月二十日	二百十二億円
利付国庫債券（十年）（第三百十七回）	一・一％	平成三十三年九月二十日	百八十八億円
利付国庫債券（十年）（第三百十九回）	一・一％	平成三十三年十二月二十日	百二十億円
利付国庫債券（十年）（第三百二十九回）	〇・八％	平成三十五年六月二十日	三百二十六億円
利付国庫債券（十年）（第三百三十一回）	〇・六％	平成三十五年九月二十日	四百六億円
利付国庫債券（十年）（第三百三十二回）	〇・六％	平成三十五年十二月二十日	六十五億円
利付国庫債券（十年）（第三百三十六回）	〇・五％	平成三十六年十二月二十日	五百十六億円
利付国庫債券（二十年）（第六十四回）	一・九％	平成三十五年九月二十日	三百三十七億円
利付国庫債券（二十年）（第六十七回）	一・九％	平成三十六年三月二十日	四十億円
利付国庫債券（二十年）（第七十三回）	二・〇％	平成三十六年十二月二十日	四十四億円
利付国庫債券（二十年）（第七十六回）	一・九％	平成三十七年三月二十日	三十九億円
利付国庫債券（二十年）（第八十三回）	二・一％	平成三十七年十二月二十日	六十六億円
利付国庫債券（二十年）（第八十六回）	二・三％	平成三十八年三月二十日	二十八億円

○財務省告示第百七十六号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、平成二十七年四月十五日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年五月十三日　財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　個人向け利付国庫債券（固定・三年）（第五十八回）
二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四　発行額　額面金額で二百七十四億五千四十七万円
五　最低額面金額　一万円
六　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
七　発行日　平成二十七年四月十五日
八　発行価格　額面金額百円につき百円
九　利率　年〇・〇五パーセント
十　初期利子　平成二十七年十月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十二号において規定する期日について同じ。）。

$$額面金額 \times \frac{0.05}{100} \times \frac{1}{2}$$

十一　第二期以後の利子　毎年四月十五日及び十月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。
十二　償還期限　平成三十年四月十五日
十三　償還金額　額面金額百円につき百円
十四　払込期日　平成二十七年四月十五日
十五　払込場所　日本銀行の本店又は支店
十六　中途換金の取扱い　中途換金の買取りは、平成二十八年四月十五日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。
㈠　平成二十八年四月十五日から平成二十八年十月十五日前までの間の場合

$$額面金額 + 経過利子に相当する金額 - （利子に相当する金額 \times \frac{79.685}{100} \times 2 - 受入経過利子に相当する金額）$$